１年単位の変形労働制に関する労使協定

（会社：　　　　　　）（代表取締役：　　　　　　）と（労働者代表：　　　　　　　）は、１年単位の変形労働時間制に関して、次のとおり協定する。

1. （勤務時間）
2. 第１条 所定労働時間は、１年単位の変形労働時間制によるものとし、１年間を平均し、１週４０時間以内とする。
3. ２ 対象期間には、１ヶ月ごとの区分期間を設ける。区分期間は、起算日から１ヶ月（暦月）ごとの期間とする。
4. （適用対象者）
5. 第２条 本協定は、全従業員に適用する。
6. （労働時間及び休憩時間）
7. 第３条 始業、終業時刻は、次のとおりとする。
8. 始業時刻 午前　　時　　分 終業時刻 午後　　時　　分
9. 休憩時刻 午後　　時より　　分
10. 午後　　時より　　分
11. （休日）
12. 第４条 従業員の過半数の代表者の同意を得て、各月の初日の３０日前までに勤務割表を作成して特定する。勤務割表は作成し次第、従業員に配布する。
13. （時間外労働）
14. 第５条 会社は業務の都合上やむを得ない事情がある場合には、所定労働時間を超え、又は所定休日に労働を命ずることがある。
15. ２ 前項による労働については、賃金規定に基づき時間外割増賃金を支払う。
16. （振替休日）
17. 第６条 会社は、やむを得ない臨時の必要が生じた場合、あらかじめ振り替える日を特定して、休日を他の日と振り替えることがある。
18. （適用が１年未満の者の取扱い）
19. 第７条 変形期間の途中で採用された者、出向等で転入した者、退職する者等については、その者の実際に労働した期間を平均して１週当たり４０時間を超えた労働時間分について、労働基準法第３２条の４の２の規定に基づく割増賃金を支払う。
20. （特別の配慮を要する従業員の取扱い）
21. 第８条 妊産婦又は産後１年以内の女性従業員が希望した場合は、１日８時間、１週４０時間を超えて労働させることはない。
22. ２ 次の者については、本人の申し出により、業務の都合等諸事情を考慮したうえ、特別の配慮をする。
23. 1 育児を行う者
24. 2 介護を行う者
25. 3 職業訓練又は教育を受ける者
26. 4 その他特別の配慮を要する者
27. （有効期間）
28. 第９条 本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日までとする。

令和　　年　　月　　日

会社：　　　　　　　　　従業員代表：　　　　　　　　　㊞

会社：　　　　　　　　　代表取締役：　　　　　　　　　㊞